

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:平成29年度)

施設 の 名 称	日門漁港の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 ( 室 )	農林水産部水産業基盤整備課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成26年4月 ~ 平成29年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成29年4月 ~ 平成34年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指 定 期 間	平成29年4月1日 ~ 平成34年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	日門漁港の指定施設	
所 在 地	気仙沼市本吉町日門地先	
設 置 年 月	平成13年4月	
根 拠 条 例 等	漁港管理条例	
設 置 目 的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
	構 造	
	内 容	(桜島防波堤横泊地)延長17メートル, 幅10メートル
開 館 ( 所 ) 日		
開 館 ( 所 ) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成29年度) (A)	前 年 度 (平成28年度) (B)	評価対象年度 (平成29年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	3 隻	3 隻	3 隻	100.0%	100.0%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成29年度) (A)	前 年 度 (平成28年度) (B)	評価対象年度 (平成29年度) (C)		
プレジャーボート係留	3 隻	3 隻	3 隻	100.0%	100.0%
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	3 隻	3 隻	3 隻	100.0%	100.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成29年度) (A)	前 年 度 (平成28年度) (B)	評価対象年度 (平成29年度) (C)		
県指定管理料	89	89	59	66.3%	66.3%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	89	89	59	66.3%	66.3%

(2) 支出

人件費	88	88	88	100.0%	100.0%
施設管理費		1		#DIV/0!	0.0%
事業運営費				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支出計 (b)	88	89	88	100.0%	98.9%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	1	0	-29	-2900.0%	#DIV/0!
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(平成29年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
	正規	非正規		評価		評価
①管理運営体制	大谷本吉支所と本所間で緊密に連携した業務執行体制を確立し、的確な管理運営を行った。		計画どおりの事業運営を行った。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	4人	0人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定施設管理運営業務仕様書に則り週2回の巡回、監視併せて施設の点検を行った。		計画どおりの事業運営を行った。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	指定施設の許可申請書の受付、許可証の交付、使用料の徴収を行った。		利用者1名の使用料納入が年度末となり、その報告を失念した。	B	各種書類は整理されており、概ね適正に実施されていると認められる。	B
④自主事業の実施						
⑤利用者サービスの向上	施設を清潔に保つとともに、利用者が安心して利用できるよう施設の点検を行った。		計画どおりの事業運営を行った。	A	施設の清掃及び安全が巡回点検により確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	窓口での対応の際に利用者から寄せられた要望に注意を払い、必要に応じ地元漁業者との調整を行い、利用者サービスの向上を図った。		計画どおり事業運営を行った。	A	窓口対応等、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応出来る体制を整えていたと認められる。	A
⑦安全対策	利用者との連絡体制を構築し、海上事故の未然防止を図った。また、施設を巡回する際は安全に利用できるか確認を行った。		計画どおり事業運営を行った。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	利用者に公平な対応を行った。		計画どおり事業運営を行った。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	個人情報の保護に関する法律等を遵守し、管理運営業務により知り得た個人情報の保護について徹底を図った。	計画どおり事業運営を行った。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。	A
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり	計画どおり事業運営を行った。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	利用者1名分の使用料徴収が遅れたことで収支が悪化した。	B	年度事業報告書の数値より収入が減少したことにより、収支が悪化している。	B
⑫その他の取組					
総合評価		概ね計画どおり事業運営を行った。	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	利用者1名の使用料納入が遅れたことから、使用料の納入期日を利用者に示す等を行うべきと考えます。	使用料納入実績の報告漏れが無いよう、指定管理者との間で十分な連携や情報共有を行う必要がある。